



JCCI 運輸部会

税務調査、関税調査の動向、労働者に関する規定アップデート

2022年10月11日

本日の講義内容

1. 税務調査、税関調査の動向

1.1 税務調査の最新動向

1.2 税関事後調査の最新動向

2. 労働者に関する規定アップデート

2.1 外国人の社会保険の加入義務

2.2 最低賃金の改定

2.3 有給休暇の買取

2.4 残業時間規制

2.5 派遣労働者の使用



1. 税務調査、税関調査の最新動向

1.1 税務調査の最新動向

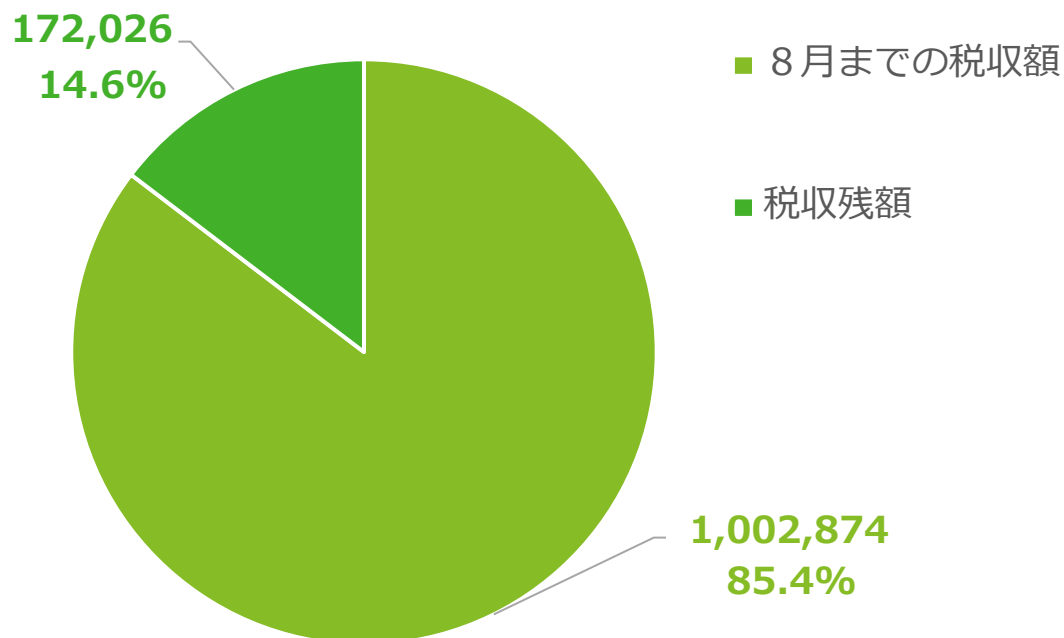
1.2 税関事後調査の最新動向

1.1. 税務調査の最新動向

ベトナムの税収確保の状況

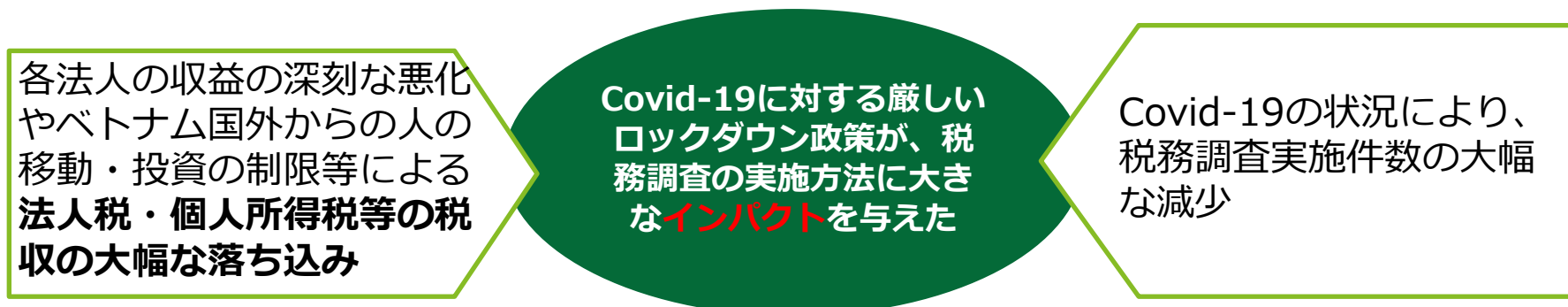
- 2021年度のベトナムの税収は1,294兆VND（**予算比115.9%**）達成
- 2022年度の予算は1,174.9兆VND（前年予算比**105.2%**）であり、今年の8月末時点における税収額は**1,002.9**兆VNDで、既に予算の**85.4%**を達成している

2022年度の税収確保の状況（単位：Billion VND）



1.1. 税務調査の最新動向

ベトナムの税収確保の状況



ポストコロナ後の税務調査が厳格に行われているケースが多くみられる



- 実態主義に基づいた契約・取引の調査の強化（妥当性・合理性・実在性の立証）
（コンプライアンス目的の形式要件の具備は必須だが、それだけでは不十分）
- 税法以外の各法令遵守違反に対しても厳しい更生が課されているケースが増えている
- （他の税項目では税務調査が終了している年度に対する）移転価格のみの税務調査の実施
 - ▣ 過去の税務調査結果議事録を再確認し、どの税項目が終了しているのか把握が必要
- **アグレッシブな税務調査の増加**
 - ▣ 億円単位の更正税額（ペナルティー含む）が徴収されるケースが急増

1.1. 税務調査の最新動向

税務調査への事前準備

今後の税務調査は、

- ・ 当局の税収確保の意識がより強くなり、これまで以上に**厳格な税務調査**が実施される可能性が高いなど、企業側にとってのハードルがより高まることが想定され、**入念かつ計画的な事前準備が不可避**となる。



そのために重要なのは、、、

- 頻繁に改訂される税制ルール・実務上の解釈を**適時に把握**すること。
- 過去・現在の文書や税務処理が、現状の税務局の見解と整合性が取れているか**アップデート**が必要。
- 税務上の**ウィークポイント/リスク領域**の適時把握。
 - ・ 赤字決算・低利益等の年度については、過去の更正事例に基づき、適時適切な対策の検討が望ましい。
 - ・ 妥当性の立証が難しい実態主義に基づいた指摘事項に対する合理的な説明・データ・分析を含むディフェンス文書の作成 (Best Effortベース)。
- 年初に税務調査対象企業リストに入っていないかどうか確認する。
- 実際の税務調査の際には、トレンド・内部事情を熟知した税務調査チームとの適切な交渉・コミュニケーションが出来る専門家を起用する事が、税務更生リスクを低減させる為にも今まで以上に重要。



Withコロナ以降の税務調査においては、事前に相当入念な準備が必要になる可能性がある。税務調査リストにより調査対象になっている事を確認してからの対応着手では、十分な準備が出来なくなる可能性も考慮に入れる必要がある。

1.1. 税務調査の最新動向

2022年度税務調査予定リスト

北部	対象会社数
Hà Nội	2590
Hưng Yên	169
Bắc Ninh	135
Hải Phòng	212
Hà Nam	85
Quảng Ninh	263
Thái Nguyên	82
Thanh Hóa	267
Bắc Giang	168
合計	3971

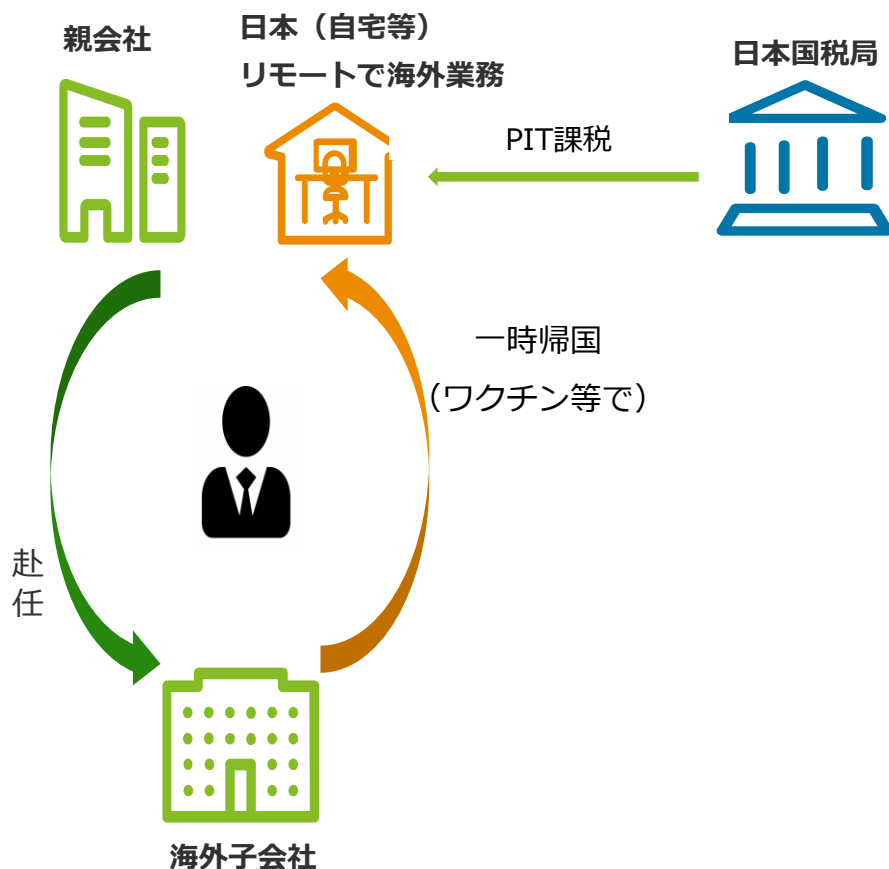
中部	対象会社数
Đà Nẵng	210
Quảng Ngãi	114
合計	324

南部	対象会社数
Bình Dương	556
Đồng Nai	355
Hồ Chí Minh	1674
Vũng Tàu	271
合計	2856

1.1 税務調査の最新動向

参考：最近の日本での課税事例

日本への一時帰国時（ワクチン帰国等）に、日本に滞在しながら海外仕事を行っていたが、日本での短期滞在者に対するPIT（20.48%）を課税された事例がある。



2022年5月28日朝日新聞デジタルより、一時帰任者の源泉徴収漏れにより日本側で1.4億円の徴収された事例の記事があり

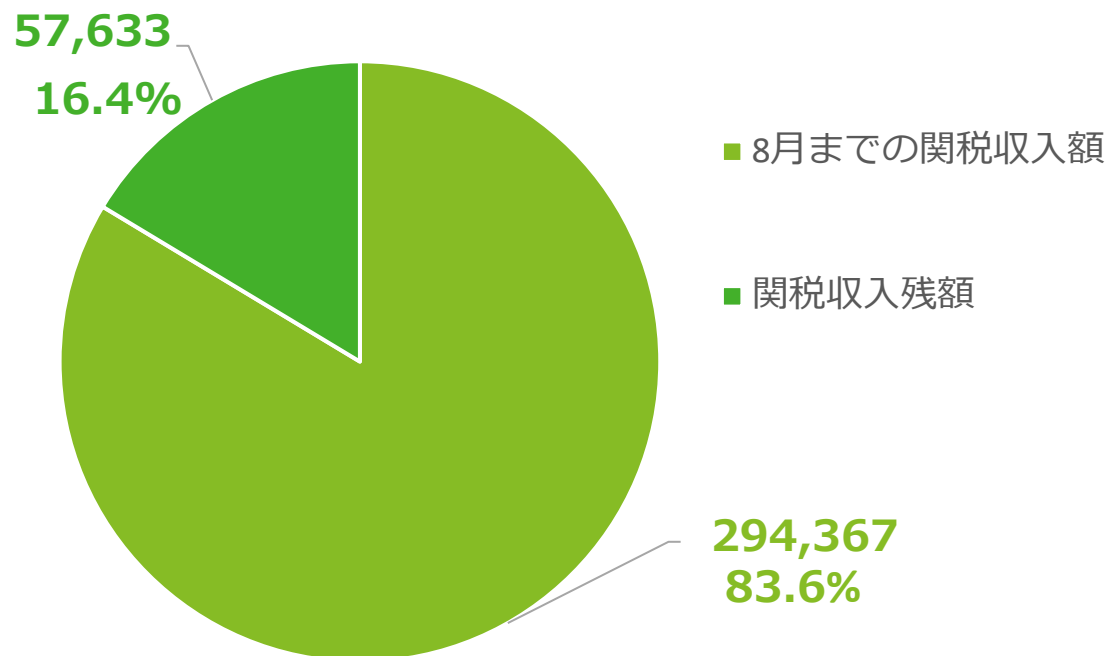
ベトナムに赴任しながらも、給与の一部が日本親会社負担部分（ベトナムにチャージバックなし部分）がある場合は、課税のリスクあり

1.2 税関事後調査の最新動向

ベトナムの関税収入確保の状況

- 2020年度の税関総局の税収は**370兆VND**（**117.46%**）達成
- 2021年度の予算は**315兆VND**
- 2022年度の予算は**352兆VND**（前年予算比**111.75%**）であり、今年の8月末時点における関税収入額は**294兆VND**、既に予算の**83.6%**を達成している。

2022年度関税収入額の状況（単位：Billion VND）



1.2 税関事後調査の最新動向

輸出加工企業(EPE)

原産地証明書 (C/O)

- 輸出品の C/O 書類

HSコード

- 関税の優遇措置を受けている商品に関するHSコードについて関税調査でフォーカスされている

課税価格

- 関連当事者との関係性についての申告
- 税関価格の加算・控除の追加申告

免税品の管理

- 固定資産、工具の管理
- 輸入原材料及び消耗品
- アウトソーシングの製品
- 在庫/部品表(BOM)の管理
- 内陸輸出入

製品ポリシー

- 化学物質および前駆物質
- 中古の機械または設備
- 適合性必須製品

EPEの3つの条件 (次のスライド参照)

- 監視カメラ
- 外壁・フェンスの設置
- 在庫管理システム

2022年において、以下の7分野において200社以上がハイリスク企業としてランク付けされており、特別関税調査を受けることとされている。

- ① 輸入関税
- ② 医薬品・医療材料の輸入
- ③ タイヤの輸入
- ④ スクラップの輸入
- ⑤ 中古機械の輸入
- ⑥ アメリカへ輸出する場合の原産地証明
- ⑦ インドへ輸出する場合の原産地証明

2022年度の特別関税調査計画

1.2 税関事後調査の最新動向

EPEの3つの条件

カメラが**必要**と思われる箇所

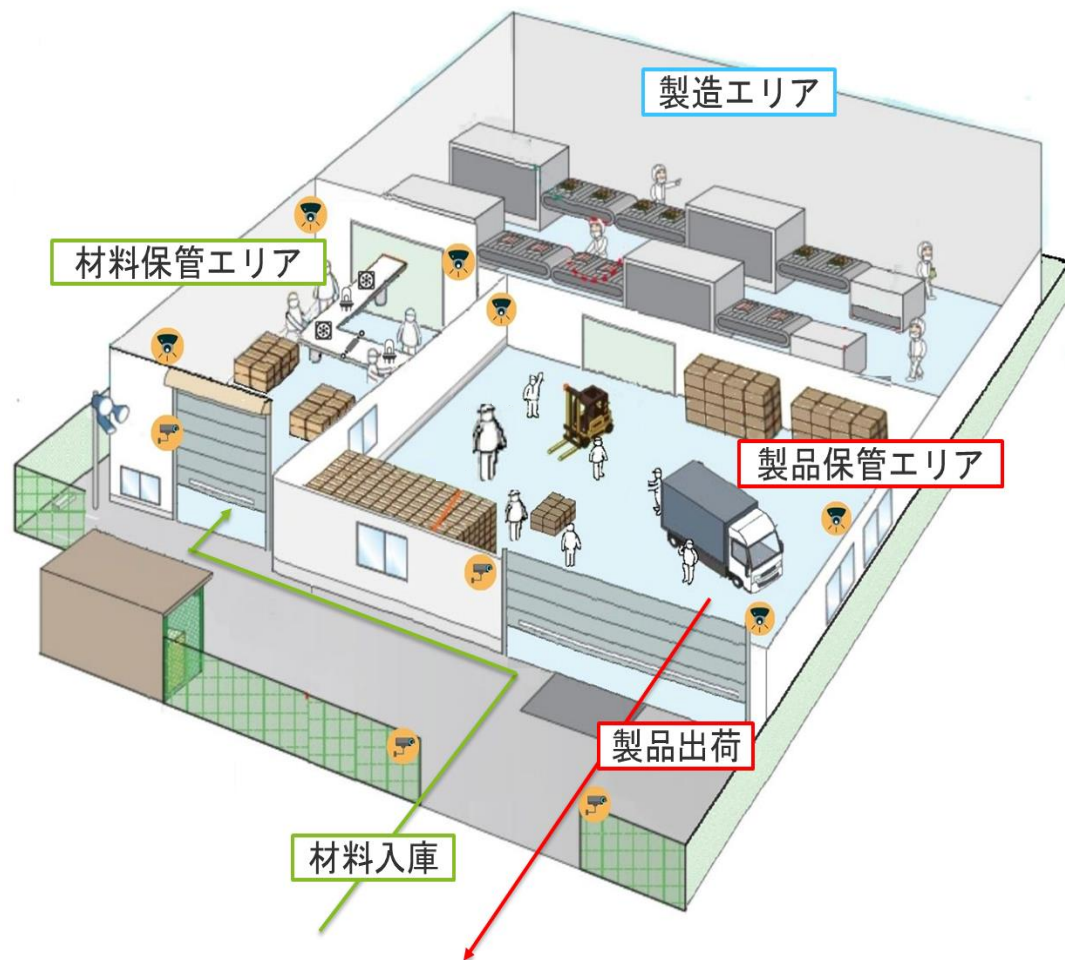
- ・ 材料、製品等在庫の保管エリア
- ・ 出入口（材料搬入口、製品出荷）

設置**不要**と思われる箇所

- ・ 製造エリア
- ・ 食堂・事務所



監視カメラ



1.2 税関事後調査の最新動向

最近の税関事後調査における指摘事例

項目	内容
非課税・免税の対象の材料の使用	① 国内外で複数の製造および販売活動を行っているEPEにおいて、2019年に、5年間を対象とした税関事後調査が実施され、 <u>在庫のギャップ（プラスとマイナスの両方）について延滞利息およびペナルティを含めた追徴課税がなされた。</u>
	② 主な活動が輸出生産であるEPEは毎年税関ファイナリゼーションレポートを提出する必要があるが、このファイナリゼーションレポートに対してレビューが実施され、 <u>在庫のギャップ（プラスとマイナスの両方）について追徴課税が行われた。</u>
	③ あるEPEは、 <u>法令 18/2021/ND-CP の発効日前において、再加工処理を実施していることについて、税関当局に報告していなかったため、追徴課税がなされた。</u>
税務調査への影響	④ あるEPE会社は、関税調査において、輸入免税材料のマイナスギャップに対する追徴課税が行われた。 <u>その後の税務調査において、税務当局は、税関当局によって発見された上記のマイナスギャップに対して、VATおよびCITを課した。</u>

1.2 税関事後調査の最新動向

最近の税関事後調査における指摘事例

項目	内容
関連当事者取引	⑤ 最近、税関当局は税関事後調査における関連会社間の課税価格および取引に焦点を当てている。近い将来、追徴課税が多く行われる可能性がある。
HSコード分類	⑥ 製品の HS コードの分類が誤っているとして複数の企業が追徴課税が行われた。
EPE条件	⑦ あるEPEがEPEの条件を満たしていないとして税関当局は、EPE条件が満たされていないことを会社に通知したが、会社への特別な行政罰の決定やガイドラインを発行していない。
商品のラベリング	⑧ あるEPEは、商品のラベリングに関して税関当局からチャレンジを受けた。 <ul style="list-style-type: none">・メインラベルの内容;・サブラベルの必要性;・輸出入貨物のラベリング

2. 労働者に関する規定アップデート

2.1 外国人の社会保険の加入義務

2.2 最低賃金の改定

2.3 有給休暇の買取

2.4 残業時間規制

2.5 派遣労働者の使用

2.1 外国人の社会保険の加入義務

出向者の社会保険加入の問題

以前から税務調査が入った際に、税務当局側から、ベトナムの子会社と出向者との間で労働契約がないことを理由に、出向者の給与と賞与のCITの損金算入を否認され、急いでベトナムの子会社と出向者との間で労働契約を取り交わし、その結果、出向者が社会保険に加入しなければならなくなるケースが散見された。



そこで、以下についてのレギュレーションを確認

- ① 出向者は、そもそも社会保険に加入する必要があるか？
- ② 法人税法上、労働契約がなくとも出向者の給与を損金算入できるか？

2.1 外国人の社会保険の加入義務

社会保険法上の規定（出向者の加入義務）

① 出向者は社会保険に加入する必要があるか？

政令143/2018/ND-CP（2018年10月15日）によると、

労働許可書を有し、1年以上労働契約がある場合は社会保険の対象であるが、**企業内異動の場合は、免除される**という記載があり、企業内異動の定義については政令11/2016/ND-CP（2016年2月3日）を参照している。



政令11/2016/ND-CP（2016年2月3日）によると、

企業内異動とは、外国の会社の管理者等が、ベトナムに**ビジネス上の拠点を設立してそこに出向**している事とされており、異動元で12か月以上雇用された事を条件としている。

よって労働許可書及び労働契約がある出向者は加入義務があるが、ベトナム子会社への出資者からの出向者については、社会保険の加入が免除されている。

実務上は、IRC（投資登録証明書）上の投資家として記載されている会社からの出向者については社会保険が免除されると考えられる。

2.1 外国人の社会保険の加入義務

法人税法上の規定（出向者の給与・賞与の損金算入要件）

② 法人税法上、労働契約がなくとも出向者の給与を損金算入できるか？

Circular 96/2015/TT-BTC（2015年6月22日）によると、給与・賞与を損金に算入できない例として、**労働契約書**、**労働合意書**、**会社ポリシー**に給与等金額が具体的に記載されていないケースという記載あり。→労働契約書がないと、損金算入不可と解される

→ 税務調査でベトナム法人と労働契約書が締結されていない事を理由に追徴課税を受けた事例あり

特定の企業に宛てたホーチミン税務局のOL13329/CT-TTHT（2019年11月11日付）によると、出向者の給与について法人税法上の損金算入要件を満たすには、**アサインメントレターの中で**、出向者と雇用者（ベトナム現地法人）との間で、**ベトナム勤務時の出向者の権利と義務（給与等）を明記すること**とされている。

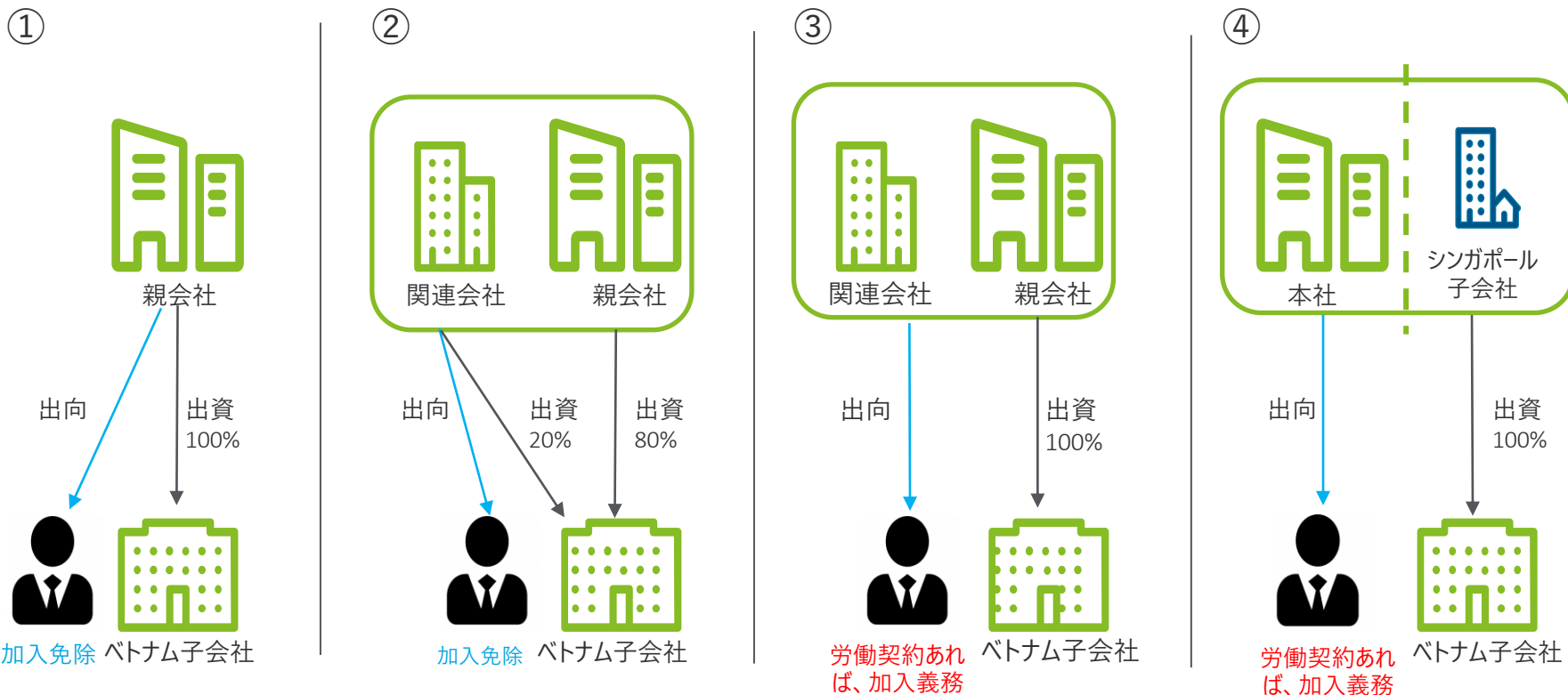
→ある外資系企業において、アサインメントレターに給与等の詳細の内容を記載しておらず、過去にさかのぼって数億円の給与を損金不算入とされた事例あり。

労働契約に代えて、アサインメントレターに給与・賞与等（手当等を含めた条件）を記載しておけば足りると解することもできる。ただし、特定企業に宛てたOLによっているため、取扱いには注意が必要

2.1 外国人の社会保険の加入義務

グループ会社からの出向パターン別の社会保険加入の要否

グループ会社からの出向のパターンは大きく分けると、①親会社からの出向、②関連会社（出資元）からの出向、③関連会社（非出資元）からの出向、④本社（非出資元）からの出向があり、③、④の場合は、出資者からの出向にあたらなため、労働契約があれば、社会保険への加入義務が発生する。



2.1 外国人の社会保険の加入義務

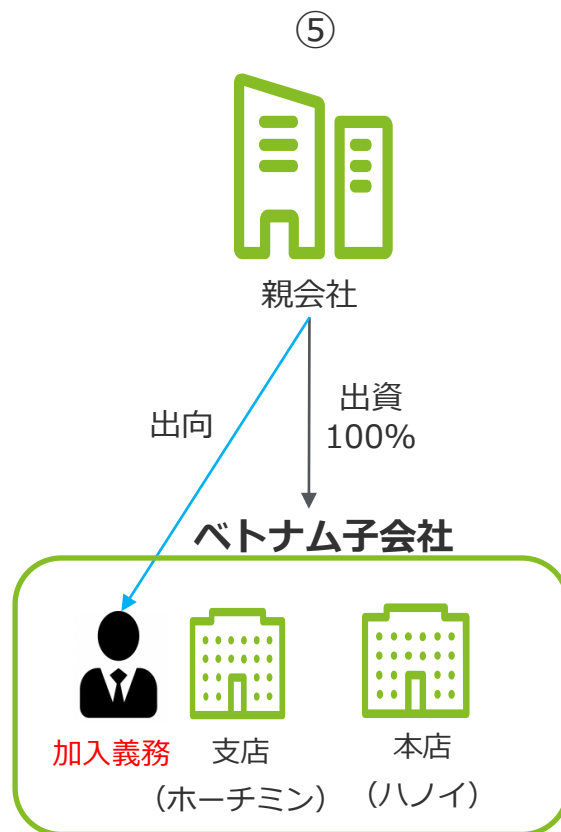
グループ会社からの出向パターン別の社会保険加入の要否 (支店へ出向しているケース)

- ベトナム国内に本店（ハノイ）、支店（ホーチミン）があり、日本親会社から支店（ホーチミン）へ出向しているケース

ワークパーミットの取得の際に、企業内異動として認められず、やむを得ず労働契約書を締結することになり、社会保険への加入が強制されるというケースが多く見受けられる。

→ 出資者である親会社からの出向者であれば、本来社会保険の加入は免除されているはずである。

→ 帰任時（帰国時）に還付手続を行う事もレギュレーション上可能。



2.1 外国人の社会保険の加入義務

社会保険・健康保険・失業保険の料率について

外国人労働者の社会保険・健康保険・失業保険の納付・加入義務についての取扱いは以下のとおり

該当者		書類			社会 保険	健康 保険	失業 保険
		労働契約 書	アサインメント レター	労働許 可証			
出向者	内部異動（出資者(※1) からの出向者)	○/× (※2)	○	○	不要	不要	不要
	上記以外	○ (※3)	○ (※3)	○	必要	必要	不要
		×	○	○	不要	不要	不要
現地採用の外国人労働者		○	×	○	必要	必要	不要

- ※1 出資者とは実務上、**IRC（投資登録証明書）**において記載されている出資者であることが必要。
- ※2 ※1でいう出資者からの出向の場合は、労働契約書の有無にかかわらず、社会保険・健康保険の加入義務はない。
- ※3 アサインメントレターに、給与等の条件についての詳細の記載があれば労働契約書は不要と考えられる。ただし、労働局から労働契約書の締結を求められるケースがあるので要注意。

2.1 外国人の社会保険の加入義務

社会保険・健康保険等の加入義務(出向形態別)

外国人労働者の社会保険・健康保険・失業保険の納付・加入義務についての取扱いは以下のとおり

保険	内容	会社負担分	個人負担分	合計	上限
社会 保険	疾病・妊娠出産	3.0%	0.0%	3.0%	公務員に適用される一 般最低賃金の20倍
	労働災害、職業病	0.5%※1	0.0%	0.5%	
	退職年金・遺族給付金 (2022年1月以降)	14.0%	8.0%	22.0%	
健康保険		3.0%	1.5%	4.5%	同上
失業保険 ※2		1.0%	1.0%	2.0%	地域別最低賃金の 20倍

※1 Covid-19に関連して、2021年7月1日付の議決No. 68/NQ-CPにより
労働災害保険基金に拠出する事業主に対して、会社負担分の0.5%を、**2021年7月1日から2022年
6月30日までの間、0%とされていた**

※2 外国人労働者は加入義務なし

2.1 外国人の社会保険の加入義務

社会保険協定の状況

海外出向者における社会保険への二重加入の問題

→ベトナムへの出向者について、ベトナムにおける社会保険への加入が義務化された場合、本国とベトナム双方において社会保険に加入することになるため、社会保険料を**二重**に支払うことになる。

上記を避けるために、ベトナムと諸外国間において、社会保険協定を締結し、社会保険料の2重払いを避けようとする動きがある。










2021年12月において、ベトナムと韓国との間で、社会保険協定が締結された
なお、日本との協定については、予備協議中となっている。(次スライド参照)

2.1 外国人の社会保険の加入義務

日本の社会保障協定締結国(2022年6月時点) 厚生労働省のサイトより

(1) 発効済 22か国

	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効


	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効
	フィンランド	2022年 2月発効
	スウェーデン	2022年 6月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済 1か国

	イタリア	2009年 2月署名
---	------	------------

(3) 政府間交渉中 1か国

	トルコ	2022年 5月 第7回政府間交渉実施
---	-----	------------------------

(4) 予備協議中等 4か国

	オーストリア
	ベトナム
	タイ
	ポーランド

2.2 最低賃金の改定

2022年6月12日、労働契約に基づいて勤務している従業員に適用される最低賃金について規定する政令38が承認され、2022年7月1日から引き上げとなった（2020年1月から2年半据置されていた）

❖ 地域別最低賃金

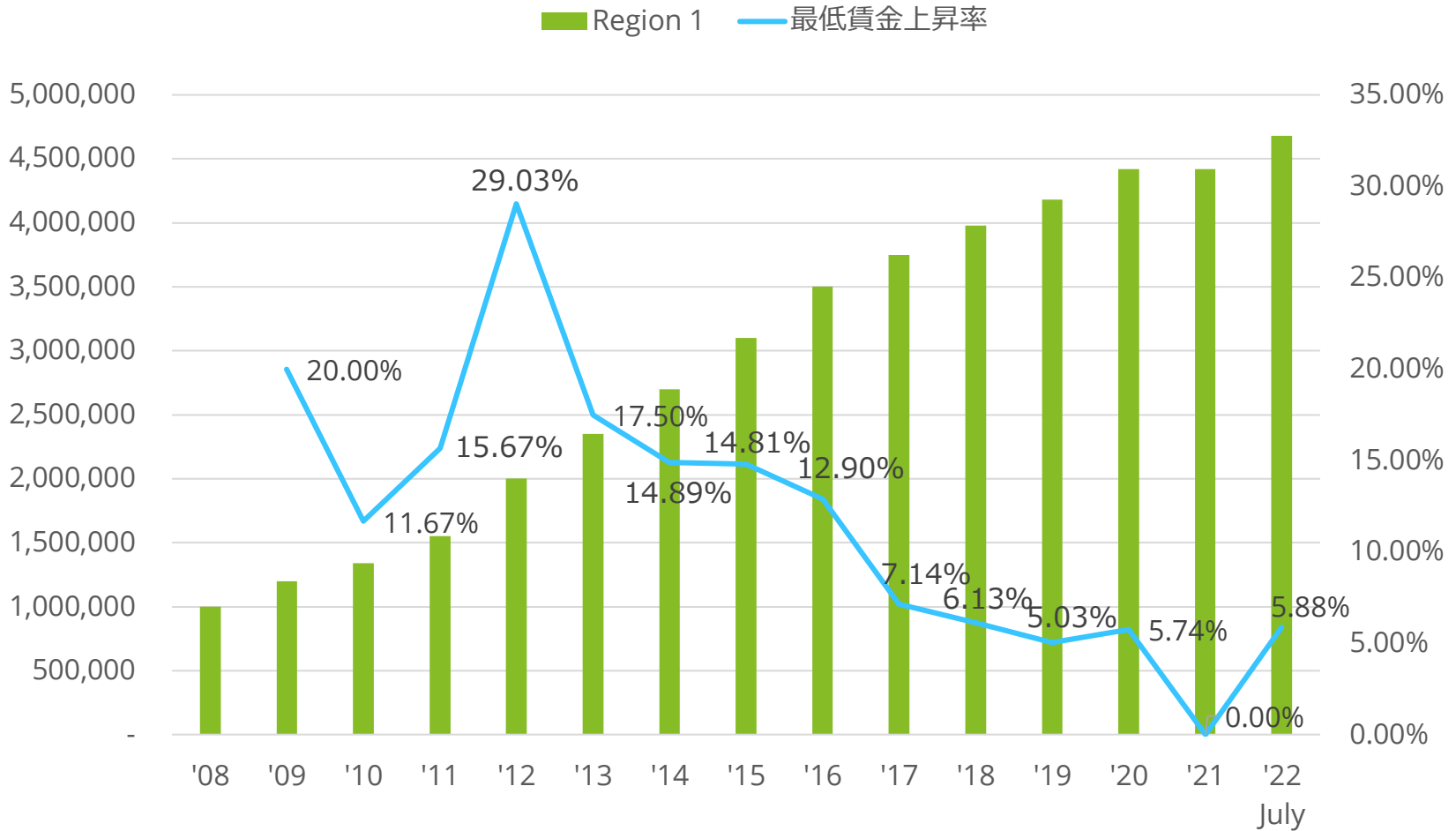
地域 (Decree 38/2022/ND-CPのAppendix参照)	改定前(2020年1月より)	2022年7月1日より	上昇率
Region1 (ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、クワンニン省(ハロン市のみ)等)	VND 4,420,000	VND 4,680,000	5.9%
Region2 (バクニン、ダナンなど)	VND 3,920,000	VND 4,160,000	6.1%
Region3 (ハナムなど)	VND 3,430,000	VND 3,640,000	6.1%
Region4 (その他)	VND 3,070,000	VND 3,250,000	5.9%

❖ 最低基本賃金 (公務員)

現在 (Decree38/2019/ND-CP)
VND 1,490,000

2.2 最低賃金の改定

最低賃金及び最低賃金上昇率の推移(Region 1)



2.2 最低賃金の改定

2023年に再度改定となる可能性

2022年度の地域別最低賃金“案”

ベトナム国家賃金審査会が4月12日に政府に提出した案では、今回改定された最低賃金は、2023年12月31日まで適用されるとされていた。

その後の政令38では、2023年12月31日までの適用、という部分が削除されている。

→ 2023年に再度引上げとなる余地が残された、と解することができる。



Trang chủ > Tin tức > Tiền lương > Chốt đề xuất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ ngày 1/7/2022

Chốt đề xuất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ ngày 1/7/2022

12/04/2022

Từ viết tắt

In trang

Gửi tới bạn

2023年12月31日まで適用



Ngày 12/4, Hội đồng Tiền lương quốc gia họp phiên thứ 2, thống nhất đề xuất mức tăng lương tối thiểu vùng 6% từ 1/7/2022.

Các bên tham gia gồm Tổng liên đoàn Lao động Việt Nam, Bộ Lao động - Thương binh và xã hội, Liên đoàn Thương mại và công nghiệp Việt Nam. Sau một buổi sáng thảo luận với nhiều ý kiến và phương án khác nhau, Hội đồng Tiền lương quốc gia đã quyết định chọn phương án thống nhất tăng lương tối thiểu vùng 6% từ 1/7/2022. Về thời điểm, lương tối thiểu vùng dự kiến được tăng từ 1/7/2022, áp dụng tới 31/12/2023.

Kết quả, 15/17 thành viên đồng ý tăng lương tối thiểu vùng ngay từ 1/7/2022 và 2/17 thành viên đồng ý thời gian tăng từ 1/1/2023. Cụ thể, vùng I tăng 260.000 đồng; vùng II tăng 240.000 đồng; vùng III tăng 210.000 đồng và vùng IV tăng 180.000 đồng.

Trước đó, mức tiền lương tối thiểu vùng gần nhất là từ ngày 1/1/2020 với vùng I là 4,42 triệu đồng; vùng II 3,92 triệu; vùng III 3,42 triệu và vùng IV 3,07 triệu đồng.

Trước đó, Tổng Liên đoàn Lao động Việt Nam đề xuất hai phương án tăng lương tối thiểu vùng với mức tăng trên 7% đến trên 8%.

Phương án 1: Điều chỉnh mức lương tối thiểu từ ngày 1/7/2022, với mức tăng từ 270 đến 330 nghìn đồng, bình quân tăng 8,16% so với năm 2020 – 2021.

Phương án 2: Điều chỉnh mức lương tối thiểu từ ngày 1/7/2022, với mức tăng từ 230 đến 300 nghìn đồng, bình quân tăng 7,25% so với năm 2020 – 2021.

2.2 最低賃金の改定

7%加算部分

旧規定（政令90/2019/ND-CP）において、職業訓練を受けた労働者に対しては、地域別最低賃金から7%高い賃金を支払う必要がある旨、規定されていた。

- 政令38/2022/ND-CP（2022年7月1日有効）では、その規定が削除されている。
- MOLISA及び労働同盟の、2022年6月17日付OL2086/BLDTBXH-TLDDVNにおいて、7月1日以前に労働者との間で労働契約を締結し、7%高い賃金を支払う旨記載している場合は、引き続きその賃金を維持（支払う）必要がある旨が、明記されている。

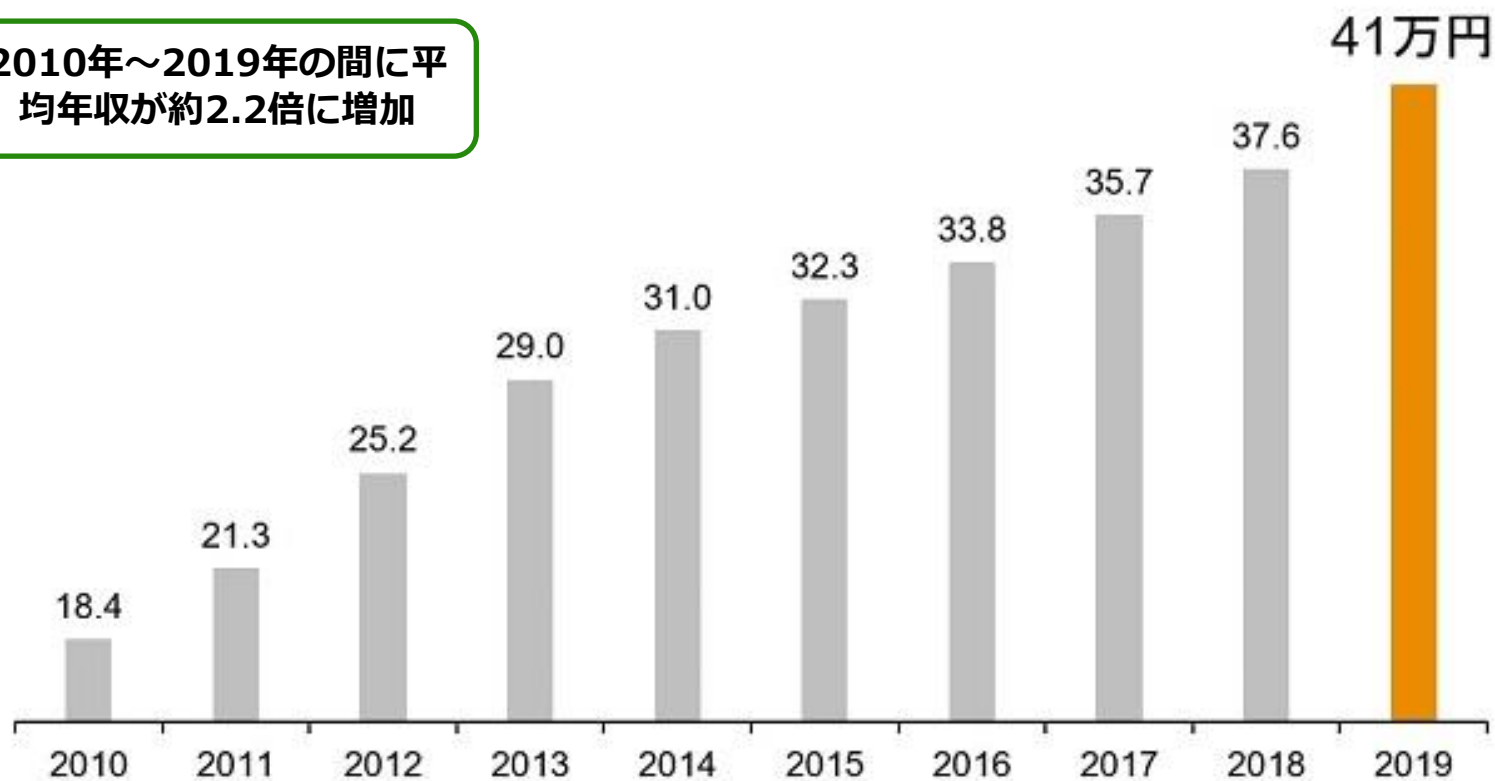
2.2 最低賃金の改定

ベトナムの平均年収の推移

図表

ベトナム 平均年収の推移

2010年～2019年の間に平均年収が約2.2倍に増加

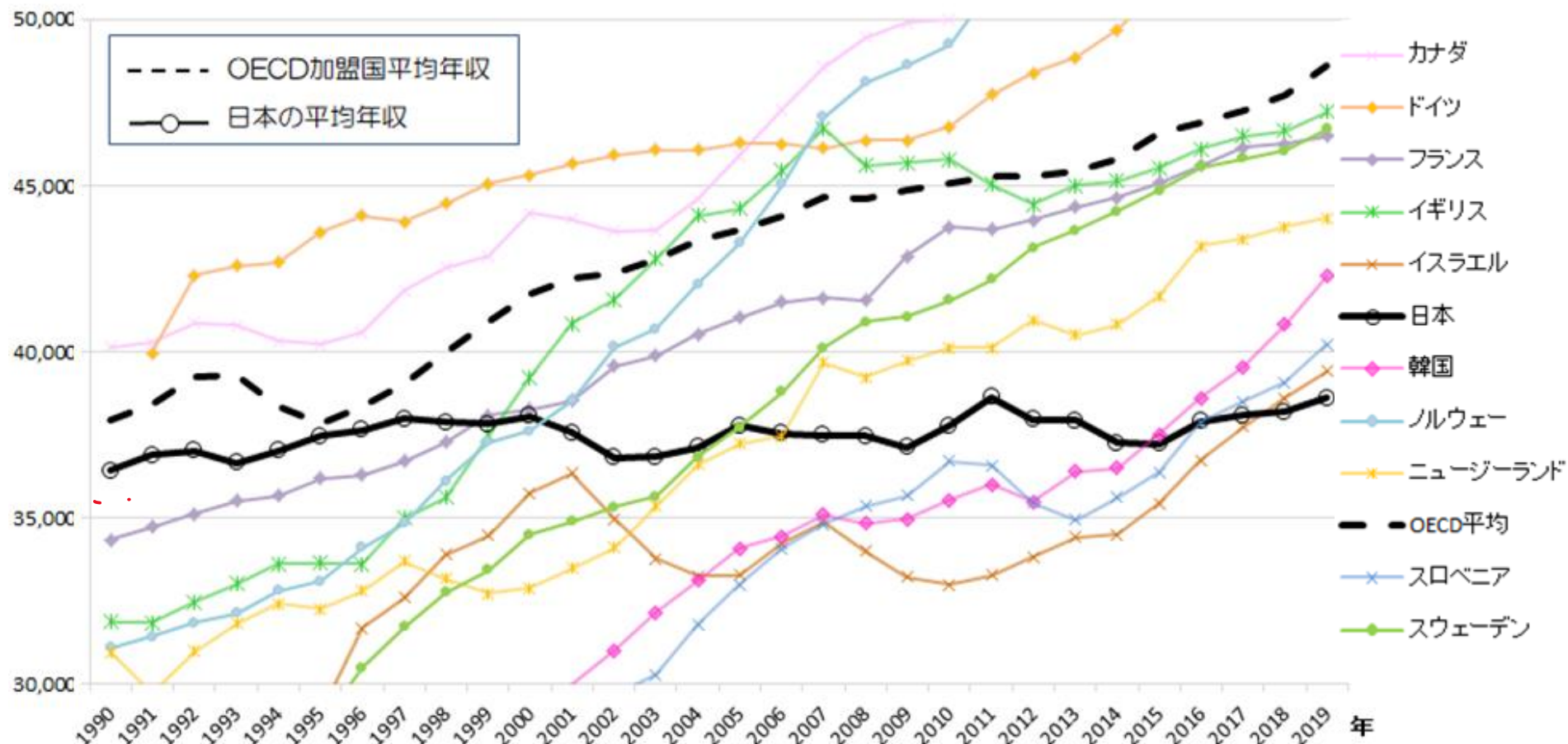


出所: ベトナム統計総局

2.2 最低賃金の改定

各国の平均年収の推移

(USD)



出所：<https://doredoreworld.com/2019oecdaveragesalary/>

2.3 有給休暇の買取

有給休暇に関する規定 (1/2)

	旧労働法114条1項 (2012年) 政令05/2015/ND-CP	新労働法113条3項 (2019年) 政令145/2020/ND-CP
付与	12月以上勤務の場合は、 <u>1年毎に12日が付与</u> される。 (危険業種は異なる取扱いあり) 12月未満の場合は、1か月事に1日付与される。	左記同様
増加	5年経過毎に1日増加する	左記同様
計算基礎	<u>直近6ヶ月の平均賃金</u> 基本給及び手当が対象	<u>直近1か月の賃金</u> 基本給及び手当が対象
繰越	繰越期間について規定ないが、最長3年分をまとめて1度に取得可能。 ※実務上は、就業規則に繰越期限を1年と明記し、精算(買取)。	繰越については同様だが、精算(買取)について、退職・失業時に限定された。(次スライド参照)
有給消化	雇用者は年次有給休暇消化のスケジュールを規定する 権利を有する が、被雇用者の意見を参考にし、被雇用者に事前に通知しなければならない。	使用者は、労働者の意見を聞いた後に、 <u>年次有給休暇の日程表を規定して</u> 、労働者がそれを知ることができるように事前通知する 責任を有する 。 労働者は、年次有給休暇を多数回に分けて、又は最大で3年分をまとめて1回で取得することを使用者と合意することができる。

2.3 有給休暇の買取

有給休暇に関する規定 (2/2)

新旧労働法における有給休暇の買取及び、CIT上の取扱いは以下のとおり

	旧労働法114条1項	新労働法113条3項
買取りの条件	<u>退職、失業もしくは、その他の理由</u> で、年次有給休暇を全て消化していない場合、未消化の有給について賃金での精算が可能。	<u>退職、失業</u> により、年次有給休暇を全て消化していない場合、未消化の有給について賃金での精算が可能
買取りの可否	就業規則等に未消化の有給休暇を生産する事を、記載しておくことで、買取が可能。	→ <u>その他の理由</u> が削除されたことで、 <u>在籍中の有給休暇の買取はできない</u> 、と解する → 2021年5月21日のホーチミン市労働連合のOL344/LDLD-TCでも、有給休暇の買取は、労働法 <u>113条3項の場合のみ</u> 実行できるとしている
CITの取扱い	労働契約書に記載することで、 <u>損金算入可能</u> と解する。	2021年2月9日付のハノイ税務局のOL5169では、在籍中の未消化有給の買い取りが労働法に準拠している場合のみ、 <u>損金として算入可能</u> としている。 2021年7月22日付のハイフォン省税務局のOL1814/CTHPH-TTHT、バクニン省税務局の2022年1月4日付のOL05/CTBNI-TTHT)によると、在職中に従業員に対する未使用の有給休暇の支払いは、労働法準拠せず損金に算入できないとしている。

2.4 残業時間規制

残業時間の上限に関する規定

労働法等における残業時間の制限に関する規定は以下のとおり

	2019年労働法107条 (2021年1月1日より有効)	2022年3月23日付国会常務委員会決議 17/2022/UBTVQ15 (国会が実施期間を延長しない限り、 2022年4月1日から12月31日まで有効)
残業の 上限	1日の通常労働時間の50%を超えない <u>1ヶ月で40時間</u> を超えない <u>1年間で200時間</u> を超えない	労働者が同意する事を条件に、以下のとおり延長することを認める <u>1か月で60時間</u> を超えない <u>1年間で300時間</u> を超えない
例外	<u>決められた業種</u> については、省人民委員会傘下の専門労働機関に届出ること で、1年間で300時間を超えない範囲まで時間外労働が可能	<u>業種は問わない</u> ただし、未成年者、身体障害者、重労働者、妊婦、 幼少養育者は対象外

2.4 残業時間規制

税務上の取扱い

労働法等における残業時間の制限に関する現行の規定は以下のとおり

		法定内(年間300時間以下)	法定を超える部分
CIT	本給部分	損金算入可能	損金不算入
	割増し部分	損金算入可能	損金不算入
PIT	本給部分	課税対象	課税対象
	割増し部分	非課税	課税対象※

※ PITの取扱い

平日残業を行った場合（150%）

仮に時間給@40,000VNDとした場合、一時間あたり@40,000（本給） + @20,000（割増し部分）
= @60,000となり、法定内であれば@20,000（割増し部分）は、非課税となるが、法定時間を超えると課税扱い（PITの課税所得に算入）となる

2.5 派遣労働者の使用

現行労働法52条において「労働派遣活動は、条件付経営分野、業種であり、企業が労働派遣活動許可書を有する場合のみに実施でき、一定の業務に対してのみ適用される」とされている。

2020年12月14日付政令145/2020/ND-CPに派遣労働者の使用が可能な業者がリスト化され、2022年1月17日付の政令12（No.12/2020/ND-CP）において、違反した場合は、40M～50Mの罰金が課され、派遣会社は、営業許可を剥奪されることとされている。法人税法上損金不算入のリスクがあることに注意が必要。

No.	業種
1	通訳/コンパイル/ショートグラム
2	秘書/管理アシスタント
3	受付
4	ツアーガイド
5	セールスサポート
6	プロジェクトサポート
7	生産機械システムのプログラミング
8	テレビ及び電気通信機器の製造、設置
9	建設機械・発電システムの運転・点検・修理
10	建物及び工場の清掃・消毒

No.	業種
11	ドキュメント編集
12	ボディーガード/ガード
13	電話でのマーケティング/カスタマーケア
14	財政および税の問題の処理
15	車の修理/動作確認
16	スキャン、インダストリアルエンジニアリング/室内装飾の描画
17	運転者
18	船内での管理、運用、保守、サービス
19	石油およびガスリグの管理、監督、運用、修理、保守、およびサービス
20	パイロット、航空機でのサービス/航空機および航空機機器の保守と修理/スケジュール、飛行操作/飛行監督

参考 不正関連ニュース①

VIETJO ベトナムニュース

[社会]

「麻薬入りチョコレート」がSNSで堂々販売、摂取後に呼吸困難も

2022/06/24 05:53 JST更新

麻薬を混入させたチョコレート「チルマックス(Chill Max)」が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)で堂々と販売され、これを口にした多くの人が入院したという。ハノイ市警察が22日に明らかにした。

第2中央熱帯病病院は5月下旬、無気力や呼吸困難などの症状を訴える患者5人を受け入れた。患者らによると、あるチョコレートを食べてから20分ほど経ったところに、不安感や息切れの症状が出て、やがて意識を失ってしまったという。

病院からの通報を受け、ハノイ市ドンアイン郡警察は捜査に乗り出した。鑑定の結果、チョコレートに麻薬物質の1つで幻覚作用を持つ「ADB-BUTINACA」が混入していたことが確認された。

同市では以前にもチョコレートを装った麻薬が闇市場で売られていたことがある。

問題の「チョコレート」は、学生の間で普及する恐れがあるため、警察は捜査対象を拡大するとともに、保護者に対して子供のおやつなどを監視するよう勧告している。



(C) laodong 写真の拡大

参考 不正関連ニュース②

VIETJO ベトナムニュース

[三面]

大学入試問題の予想的中で世間を騒がせた「怪盗キッド」に行政処分

2022/07/18 14:52 JST更新

名探偵コナンに登場する主人公のライバルキャラクター「怪盗キッド(Kaito Kid)」のフェイスブック(Facebook)ファンページが、7月上旬に行われた高校卒業 兼 大学入試試験(国家統一試験)の国語試験の内容を予想して的中させた出来事について、公安省は捜査の上、試験問題の漏えいはなかったと結論付けた。ただし、公安省はファンページの管理者に対し、行政処分を科す方針を示した。



(C) tuoitrexahoi 写真の拡大

これは教育訓練省品質管理局が明らかにしたものの。同局の発表によると、行政処分を受けるのは、[ホーチミン市](#)内の大学に在籍中の大学生3人。この3人は趣味で同ファンページを管理・運営していた。

3人は、独自の分析とネット民の投票結果をもとに出題内容を予想。噂されていたような教育機関に対するハッキングや問題用紙を盗み出すといった行為は確認されなかった。

参考 不正関連ニュース②



[三面]

大学入試問題の予想的中で世間を騒がせた「怪盗キッド」に行政処分

2022/07/18 14:52 JST更新

しかし、当局は今回の出来事が試験問題の漏えい疑惑に繋がり、巷を騒がせたことを重く見ている。3人の行為は、試験の安全確保にマイナスの影響を及ぼし、郵便・通信および情報通信(IT)分野における行政違反の処分を規定する政令第15号/2020/ND-CPに抵触したとされ、公安省は大学および地元当局と協力し、大学生らを処分する方針。

「怪盗キッド」のファンページを運営する大学生らは、国家統一試験の前日、「マジックショーは終わりだ。明日の国語の入試課題は、作家グエン・ミン・チャウ著の『遠くの船』だ。みんなの健闘を祈るよ」と投稿。翌日行われた国語の試験では、まさに『遠くの船』が課題となっており、見事に予想的中させた。

「怪盗キッド」が国家統一試験の入試内容を言い当てるのは、これが初めてではなく、2020年と2021年にも国語入試の内容を的中させており、受験生たちの救世主となっていた。以前の投稿で「マジックで問題用紙をのぞいた」とコメントしたことがあり、その的中率の高さから、教育機関のシステムに潜入して本物の怪盗さながらに問題用紙を盗み出したのではとの疑惑が持ち上がっていた。

参考 不正関連ニュース③

VIETJO ベトナムニュース

[社会]

ダナン市疾病管制センター所長が逮捕、新型コロナ検査キット汚職事件に関与

2022/06/22 06:04 JST更新

ベトナム人民軍の軍医学院と地場ベトアー・テクノロジー・コーポレーション(Viet A Technology Corporation、ホーチミン市)から成るコンソーシアムによる新型コロナウイルス検査キットの研究開発(R&D)、評価、流通認可、価格設定、購買調達に関する汚職事件で、南中部沿岸地方ダナン市保健局傘下の疾病管制センター(CDCダナン)のトン・タット・ティン所長(男・58歳)が20日、同市警察によって逮捕された。



ティン容疑者は刑事法第353条に抵触し、公的資産横領容疑で捜査を受けることになっている。

CDCダナンの別の幹部2人も同事件に関与して同じ容疑をかけられ、このうち1人が逮捕、1人が在宅起訴された。

ダナン市警察の捜査結果によると、容疑者らは新型コロナウイルス検査キットを調達する際、ベトアーと結託して帳簿を粉飾するなどして国から41億VND(約2400万円)を横領していたとされる。

警察は同事件を巡り、裏付け捜査を進めている。

参考 不正関連ニュース④

VIETJO ベトジョー ベトナムニュース

[社会]

ベトナム公正性指数を初発表、企業の誠実性を評価

2022/09/23 04:12 JST更新

ベトナム商工連盟(VCCI)はこのほど、国連開発計画(UNDP)のベトナム事務所と協力して、ベトナム公正性指数「ベトナム・ビジネス・インテグリティ・インデックス(Vietnam Business Integrity Index = VBII)」を初めて発表した。

同指数は、◇企業の文化、◇ビジネスマナー、◇コミュニケーション、◇法令遵守などの7つの指標に基づいて企業の誠実性を評価するもの。

ベトナムは、世界各国の汚職を監視している非政府組織(NGO)のトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International = TI)による世界腐敗認識指数(CPI)のランクが上がった数少ない国の1つだが、特定の分野では依然として汚職が発生しやすいのが現状だ。質の高い投資の誘致に向けて、透明性を向上させることが重要となっている。


UNDPベトナム事務所のパトリック・ハバーマン(Patrick Haverman)副所長は、VBII指数がベトナムの国家ブランド向上に加え、ベトナムでのビジネス環境に対する海外投資家の信頼を高めるだろうと述べた。



(C) vietnamplus

参考 不正関連ニュース④

ベトナム公正性指数 (Vietnam Business Integrity Index = VBII)



CHỈ SỐ KINH DOANH LIÊM CHÍNH VIỆT NAM
Vietnam Business Integrity Index

Sign in [VIE](#) | [ENG](#)

HOME | ABOUT VBII | COMPANY PROFILES | COMPANY COMPARATOR | LIBRARY

COMPANY SEARCH

Company	Rank	Score
TỔNG CTCP XUẤT NHẬP KHẨU VÀ XÂY DỰNG VIỆT NAM	1	0.00
TỔNG CÔNG TY VIGLACERA	2	0.00
TẬP ĐOÀN BẢO VIỆT	3	0.00
NGÂN HÀNG TMCP CÔNG THƯƠNG VIỆT NAM	4	0.00
TỔNG CTCP BIA – RƯỢU – NƯỚC GIẢI KHÁT HÀ NỘI	5	0.00
VÀNG BẠC ĐÁ QUÝ PHÚ NHUẬN	6	0.00
TẬP ĐOÀN CÔNG NGHIỆP CAO SU VIỆT NAM	7	0.00
THẾ GIỚI DI ĐỘNG	8	0.00
CTCP TẬP ĐOÀN DABACO VIỆT NAM	9	0.00
TẬP ĐOÀN HOA SEN	10	0.00

日系企業サービスグループ担当者紹介

ハノイ オフィス

<p>原田 潤一 (Junichi Harada) +84 93 454 6959 junharada@deloitte.com</p>	<p>仁科 秀彬 (Nishina Hideaki) +84 936 352 252 hidnishina@deloitte.com</p>	<p>ヒエウバイ (Hieu Bui) +84 982 737 711 hieubui@deloitte.com</p>	<p>テュエット グエン(Tuyet Nguyen) +84 985 785 809 tuyetng@deloitte.com</p>
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> 1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイス業務において20年以上の経験を有する 2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務 2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務（至現在） ベトナム日本商工会等において、ベトナムに関する会計・税務各種のセミナー講師を務める 公認会計士（日本） CISA（公認情報システム監査人） 	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所に入社 その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX、新収益認識会計基準導入支援等のプロフェッショナルサービス業務に従事 2021年12月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に駐在中 ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当 日本国公認会計士 	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年9月立命館アジア太平洋大学卒業（国際経営学部） 2019年10月日本において商社に勤務 2021年3月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務 対応言語：ベトナム語、日本語、英語 	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年6月Ha Noi大学日本語学部卒業 2022年3月法政大学大学院人文科学研究科日本学専攻卒業 2022年6月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務 対応言語：ベトナム語、日本語、英語

日系企業サービスグループ担当者紹介

ホーチミンオフィス

高石 元 (Gen Takashi) gtakaishi@deloitte.com +84 913 929 300	山本 裕矢 (Yamamoto Yuya) yyamamoto2@deloitte.com +84 963 933 205	リエン レー (Lien Le) lienle@deloitte.com +84 973 396 133	フオン グエン (Phuong Nguyen) phuongung@deloitte.com +84 935 749 134
 <p>Deloitte Vietnam ディレクター 日系企業担当リーダー 米国公認会計士 ベトナム国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">ベトナムに進出する日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務につき18年超の経験を有する。2002年6月にデロイトアジアパシフィックに入所、同年9月よりベトナムホーチミン市での赴任を開始（至現在）日本において、ベトナム会計基準や税法に関する日本語での書籍の執筆及びニュースレターの発行を行う。日本・ベトナムにおいて、ベトナムに関する会計・税務セミナー講師をつとめる。	 <p>Deloitte Vietnam シニアマネジャー 日系企業担当 日本国公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none">2014年有限責任監査法人トーマツ大阪事務所に入社その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX監査等の監査業務に従事する他、新収益認識会計基準導入支援、ESG・気候変動・サステナビリティの観点を踏まえた企業開示に関するアドバイザリー業務に関与2022年10月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に駐在中ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当日本国公認会計士	 <p>Deloitte Vietnam シニア 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2011年9月ホーチミン市人文社会科学大学日本語学部卒業。2019年11月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に勤務。対応言語：ベトナム語、日本語、英語	 <p>Deloitte Vietnam アソシエイト 日系企業担当</p> <ul style="list-style-type: none">2020年9月、フエ大学外国語大学卒業（日本語日本文化学部）2021年3月より、日本商社に勤務。2021年7月より、デロイトベトナムのホーチミン事務所に勤務。対応言語：日本語、英語、ベトナム語



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited